



わたのら

46年 10月

No. 126号

発行 昭和 46 年 10 月 20 日



昭和56年をめざす街づくり計画

みんなの手で、魅力ある快適な街へ

期待を背って

総合開発審議会が発足

昭和四十四年に地方自治法が改正されて、市町村は長期総合計画を策定し、議会の議決をうけて実施しなければならぬことになり、ご承知のように本町では、去る七月の町議会において「町総合開発計画審議会条例」の承認を得て、計画策定の事務を進めてまいりましたが、このほど総合開発計画のための、町長の諮問機関である度会町総合開発計画審議会を設置し、計画の原案を審議することになりました。

審議会の構成

この審議会は、町条例によって設置されるもので、この総合計画が、行政の内部指針にするだけのものでなく、広く地域住民の総意に基づくものとして策定されることからこの計画をすすめる委員の初会合が、今月四日町役場において開催され、席上浜岡町長からあたらしく委員となられた町議会議員、関係団体の役員、学識経験者など十七名に委嘱状が手渡されました。

◎は会長、○は副会長

*第一号委員【学識経験者】

○御村 藤三（南中村）
○奥野 可頌（小川）

西岡 俊夫（総務課）
委嘱された委員は、町長の諮問機関として今後計画の原案について、何回か会議を開き、討議をかさねていくことになりました。

そして、審議会がまとめた原案について実質的な審議を行ない結論が出れば、町長へ答申することになっております。

町長は、この出された答申案に基づいて、基本構想を策定し、議会で審議されることになっております。

そして審議された基本構想に基づき、基本計画、実施計画が策定され、以後最終的な議会の議決があつて、具体化され、順次実行に移されることとなります。

このあと、基本構想の概要を町民に発表しますが、計画の期間としては、昭和四十七年度から十年とし、四十七年度を初年度、五十一年を中間年度、五十六年を目標年度とします。そして町の未来像を求めてまとめられたこの計画を、完全に実施して、豊かな住みよい町をつくるためには町民のみさんの積極的な協力が必要であることは、いうまでもありません。

産業を振興したり、土地基盤を整備するなど町民みんなが快適な生活ができるように力を合わせて、この夢を実現しましょう。

山下 孫一（大野木）
亀田 栄一（麻加江）

*第二号委員【町議会】
広 良松（議長）
杉本 光郎（副議長）

西井 三郎（総務財政常任委員長）
北村佐太郎（産業土木常任委員長）
南出 丑松（教育民生常任委員長）

*第四号委員【関係団体役員】
◎村山 正男（度会町農協組合長）
中広 文男（注連指農協組合長）

神森 克己（一之瀬農協組合長）
中川 良三（小川郷農協組合長）
伊藤 恒美（度会町森林組合長）

八木 楠夫（一之瀬森林組合長）
中津 利平（教育委員長）
西村 己吉（交通安全協会支部長）

*幹事
橋本 敬（総務課長）
竹田 透乘（税務課長）

山下 次男（住民課長）
井戸本由一（産業課長）
山根 勝己（土木課長）

山中 清久（議会事務局長）
繩手 利一（教育長）

*書記
前田 年弘（総務課）

町と住民とのかけ橋

私は、昭和三十二年七月一日に生まれた広報わたらいです。

町民の皆様への愛情に育生まれ、ここに二二六回目の誕生日を迎えることができました。

未熟な私を、いつも可愛がっていただき、厚く御礼申し上げます。

私の一生は、「政治、行政に住民の理解と努力のもとにこれを運営するために」あります。

みなさんの税金から生まれた私は、「町と住民とのかけ橋」として、民主政治の土台となる覚悟で頑張っています。

そして私は、この仕事に命をかけて、毎月皆様の家庭に、身体一杯のお土産を持ってまいります。

私は、折角の土産が見向きもされず、片隅に投げ置かれ鼻をかまれ、ゴミ箱入りとなる「ああ、私にも声が出せたらなあ」とつくづく悲しくなります。

私の一番嬉しい時、「お父さん広報がきたよ」、「ドレドレ、今月号はどんなことが出ているかな」と手にとられるとき、私の胸は喜びにふれます。

どうかこれからも、「広報わたらい」をよろしくお願ひいたします。

議会時報

議会の開催は、定例会と臨時会の二つがあり、定例会は、年四回、三月、七月、九月、十二月に開かれ、臨時会は、臨時に議会を開く必要の生じたときに招集されます。臨時会では、通常提案された議題のみを審議いたしますが、定例会では、提出議案のほか、行政について何でも質問できます。これを一般質問と呼びますが、一般質問には、住民の声を議会に反映する内容が多く盛り込まれています。

九月十七日の定例会では、五議員から一般質問を行ない、町長担当課長からそれぞれ答弁されました。どんな質問があったか、その日の質問の要点は次のとおりです。

▲中嶋議員①長原地区の旧学用地について、②町道改良舗装の見直しについて、③立花地区里中道の改良について、▲西村議員①台風二十三号による宮川流域の災害は、天災ばかりではなく、人災だともいえる。宮川沿岸の被害について補助はないのか、また宮川の保全についていかに考えているか、②敬老会の開催方法については、改善する考えはないか、③住みよい町づくりにするために精神開発が必要だ

と思う。環境の整備をはかるとともにモテル進出の規制を作っておく必要はないか、交通安全宣言、町民憲章の制定など考えられないか、④保育所の一部徴収金について、⑤▲中廣議員①医師誘致についてどのような運動と対策を考えているか。老人対策として保健婦の家庭巡回を考えられないか。②度会町総合開発計画審議会条例が制定されたが、委員の選任をすみやかに行ない活動のできる態勢を立てられたい。

▲坂谷議員①交通事故防止について横断歩道や交通標識を増設する必要があると思う。交通事故を未然に防ぐ対策としてどのようなことを考えているか、②青年団の育成について本部はある程度の子算もあってやりやすいのではなからうかと思うが、支部結成に伴う補助金や奨励金を考えられないか。

▲西井議員①町営住宅の入居者の選考について、公平に取扱っているか、現況を伺いたい。②宮川の砂利採取について、ダンパーの通行により町道の舗装がいたみ交通事故も心配される。また砂利の乱堀が原因で増水した場合、沿岸の土地や山林が非常に荒らされる。宮川の砂利採取は、もはや中止の時期ではないかと思う。砂利採取を中止する

方法について町長の考えを伺いたい。

▲北村議員①宮川の砂利採取についてはすでに限界ではないかと思う。先日二十三号台風においても砂利採取のため大被害が出たように思います。砂利採取を禁止することが出来るか出来ないか十分検討願いたい。②医師誘致については、長年運動をつづけ

ていますが、なかなかむづかしい。しかし何とかしなければならぬと思う。以上二点について町長のお考えを聞きたい。

つげよう赤い羽根

共同募金にご協力を

赤い羽根で新しくなっている国民助けあい共同募金運動が今年も十月一日から全国的に行なわれております。

この運動は、終戦直後、極度の荒廃にさらされた民間社会福祉事業を立ち直らせ、発展させるために昭和二十二年から発足した純粋な民間運動ですが、今年でもう二十五年にもなります。まだ、その日にならないと思ひ出せないか

たも多いでしょうが、上着の胸に、赤い羽根のアクセサリは、男女を問わずよく似合うものです。

募金の目標額は、都道府県を単位として各県の共同募金会が樹立した配分計画に基づいて自主的にきめています。今年度の町の目標額は、一

七二、六〇〇円(前年度は一六四、二〇〇円)で、八、四〇〇円の増加となっております。広く町民の皆さんの協力が望まれております。この運動をとおして、町民ひとりひとりが社会福祉活動に直接参加していることを意味するものであり、集まった浄財は最も必要性の高い事業に対して重点的な配分が行なわれるものです。明るい、住みよい社会を築くために、この運動の趣旨を十分理解していただき、町民の皆さんの積極的なご支援とご協力を切にお願いしますと共に、近く各婦人会支部長さんを通じて、一般戸別募金をお願いいたします。どうか、昨年以上の成果があるようにお願いいたします。

妻の座と税金

さいきん、家庭の主婦をめぐる税金について、いろいろと話題があるようです。そのなかで、パートタイムによる収入がある妻について、配偶者控除が受けられるかどうか、ご主人の税金との関係でとりあげてみることにします。

私たちのもつとも身近な税金に所得税があります。所得税には各種の控除がありますが、そのうちの配偶者控除は妻についての控除ともいえるものです。

配偶者控除の額は、毎年引き上げられ、昭和四十六年分は、十八万七千五百円が主人の所得から差し引かれます。この配偶者控除を受けられる配偶者とは、その年十二月末日現在で、婚姻届のしてある妻または、夫であって、しかもその配偶者に所得がないか、あってもつぎの金額の範囲内である人です。

- ①所得の全部が自分で働いて得た給与所得で、その合計額が十五万円以下の金額②所得の全部が①以外の所得で、その合計額が一〇万円以下。③①と②の所得の両方があるときは①の金額の二分の一と②の金額との合計額が一〇万円以下の金額。

待望の児童手当制度

いよいよ明年一月から スタート

スタート

児童手当制度は、わが国社

会保障制度のなかでまだ実現

していない唯一の制度として

また児童福祉の増進をはかる

うえでの重要な制度として、

その早期実現がかねてから懸

案となっておりましたが、さ

きの国会において児童手当法

が成立し、いよいよ明年一月

から実施されることになりました。

そこで、この制度のおもな

▽ 制度の目的

児童を養育している人に児童

手当を支給することによつ

て、児童の育成の場である家

庭における生活の安定をはか

るとともに、次代の社会をに

なう児童の健全な育成と資質

の向上をはかるとともに、次

代の社会をなう児童の健全

な育成と資質の向上をはかる

ことを目的としています。

▽ 支給を受けられる人と手
当の額

十八歳未満の児童を三人以

上養育している者に対して、

三人目以降の児童で義務教育

終了前のものにつき一人月額

三、〇〇〇円の児童手当が支

給されます。

▽ 支給要件

(一)日本国民であること。

(二)日本国内に住所を有してい

ること。

(三)五歳未満の児童を含む三人

以上の十八歳未満児童を監

護すること。

(四)養育者がその児童の父母で

あるときは、その児童と生

計を同一にしていること。

(ただし、父母の双方とも

これに該当するときは、主
として生計を維持する程度
の高い者。

養育者がその児童の父母

以外であるときは、その児

童の生計を維持しているこ

と。

(五)養育者の前年の所得が一定

の額(昭和四十七年一月か

ら五月の月分の児童手当に

ついては、昭和四十五年の

収入が扶養親族等五人の場

合で二百万円(予定)に満

たないこと。

【手当の額】

月額三千円に五歳未満の児

童(十八歳未満児童について

出生順に数えて第三位以降の

児童に限る)の数を乗じて得

た額であること。
▽ 支給を受ける方法

児童手当の支給を受けよう

とする人は、今月一日から町

役場において受付を開始して

おりますから、出来るだけ早

く町長の認定を受けてくださ

い。

認定されれば、毎年二月、

六月、十月の三回に分けて、

それぞれ前月までの手当をま

とめて、町から支払われます

が、昭和四十七年一月分と二

月分の児童手当は、三月に支

払われます。

なお、公務員については、

国、地方公共団体、三公社に

おいて直接、認定および支給

が行なわれます。

岡野健太郎氏 選挙功労者として表彰

度会町選挙管
理委員会委員長
岡野健太郎氏は
去る九月二十七
日、松阪市労働
会館で同催され
た三重県町村選
挙管理委員会連
合会総会の席上

選挙管理の功労者として、綾
野会長から表彰されました。

岡野氏は、昭和三十八年二

月、町選挙管理委員会委員に

選任され、さらに昭和四十二

年八月、委員長に就任、現在

に至っておりますが、その間

における各種選挙を無事管理

された功績が認められたもの

です。

かしこい消費者

— サシスセソ夫人から カキクケコ夫人に —

主婦の仕事は雑用の連続だと言う人がいます。ひと昔前までは、「サシスセソ夫人」というものが申し分のない主婦だと思われていました。

サ・裁縫 シ・手芸 ス・炊事 セ・洗濯 ソ・掃除の5つが人なみ以上にできることが良い主婦の資格とされたのですが、今日では、これらの仕事はみな能率的機械でより良く、より早くできるようにになりました。また生活様式の変化によって、主婦の行なう家事には高い能力が要求されるようになりました。

そこで「カキクケコ夫人」の登場です。

カ・管理 キ・教育 ク・工夫 ケ・計画 コ・行動 「管理」とは、家政・家事いっさいの管理責任を受け持つこと。

「教育」とは、自己の教養を高め趣味を広くし子どもの教育に注意を払うこと。

「工夫」とは、日常の家政と家事に改善の工夫を取り入れ、生活の向上を目指すこと。

「計画」とは、家政・家事を行なうについて計画を立て、順序を定め、必ず実行する習慣をつけること。

「行動」とは、以上を行なう場合いやなことなく、達成に興味をもって能率的に行なうことです。

カキクケコ夫人で貯蓄計画を……

秋ともなると農産物代金など季節的収入の増大する日ですが、反面消費も増大する傾向にあります。1年をふり返り、明日の明るい家庭づくりのための堅実な生活設計をたてなければなりません。

貯蓄を増強することの意義は国の経済が成長し、社会各分野において均衡ある発展ができ、物価安定など生活向上の基礎となるための最も基本的なものです。

高度経済成長とともに近年目ざましく生活水準が向上し、第3次消費革命とまでいわれるほど、消費ムードが高まってきています。内外のきびしい経済情勢のもとにあっては従来にもまして長期的な生活設計をはかり、家庭に応じた健全な消費態度をもちたいものです。

あなたの「カキクケコ夫人」の腕前を充分にふるい活躍してください。

「貯蓄の日」強調特別運動

46. 10. 8 ~ 46. 10. 20

- ▶ 明るい未来にくらしの設計
- ▶ 貯蓄で育つあなたのしあわせ
- ▶ こづかい帳つけてよい子の夢育つ



納め忘れた 保険料はありませんか

提出制の国民年金制度は、本年四月で満十年を迎え待望の老齢年金の支給が開始されました。

本町においても、すでに七名の方が年金の支給(月五、〇〇〇円、年金額六〇、〇〇〇円)を受けられ、それに引続き六十五歳に達した方が年金の支給を受けるための裁定請求書が提出されています。

しかし、なかには保険料の未納期間があるため、受給年齢に達しながら、年金(福祉年金も含む)を受ける資格を失う人、また資格はあっても満額年金を受けることができない人などが多く見受けられます。

毎月納めていただいている国民年金保険料は、一年分をまとめて納めると、保険料が割引される「前納制度」がありますが、今回法改正により明年七月から保険料が引上られることにもない、前納額も次のように改正されます。

保険料を月々納めるのが面倒だといわれる人や、一年のうち、まとまった収入を得る月がある人などは、その収入のあった月とか、年度始めに前納されますと、納め忘れがなく便利です。

間の保険料納付の特例措置がとられました。

しかしこの特例措置も、昭和四十七年六月三十日(これまでに六十五歳に達する人はその前日)までに一カ月四五〇円のわりで納めていただくことになっておりますので、思い当る人は、この際納付完了し将来満額年金の給付を確保ください。

昭和46年度中の前納早見表

区	分	月金額	前納額	割引額
保	10月納付 昭和46年10月1日～昭和47年9月30日	5,700円	5,560円	140円
	11月納付 " 11月1日 " 10月	5,800	5,650	150
	12月納付 " 12月1日 " 11月	5,900	5,750	150
険	1月納付 昭和47年1月1日 " 12月	6,000	5,850	150
	2月納付 " 2月1日 " 1月	6,100	5,950	150
	3月納付 " 3月1日 " 2月	6,200	6,040	160
所得比例保険料		4,200	4,100	100
5年年金保険料		9,000	8,750	250

平生婦人会に 知事感謝状 が贈られる

昭和四十六年度三重県国民年金大会は、十月一日開催され、席上本町内城田婦人会平生支部(支部長山北貴巳)に国民年金の事業成績に優秀な要績をおさめられた民間地内組織として、知事から感謝状と記念品が贈呈されました。

本町が 社会保険庁 長官表彰に 輝く

今日一日開催された、三重県国民年金大会で、本町は国民年金事業の優良町村として社会保険庁(長官梅本純正)から感謝状が贈呈されました。

街頭指導で 交通安全指導を呼びかけ

「子供を交通事故から守る日」の来る二日街頭で交通指導、老人や子供、通行人に交通安全を呼びかけました。

これは、秋の交通安全運動を推進するため、町のリーダーが先に立つたわけで、その日は、浜岡町長、松田助役、中



町内をパレードする広報車



真剣に... 園児も街頭へ



あらゆる交通を防止するため駐在所の目はきびしく光る

川収入役、町職員、各駐在所交通安全協会、各小学校長、PTA会長、教育委員、交通ママさんなどが参加して、登校時間の午前七時三十分から八時三十分までの一時間、各地区の学校入口に立ち、小学

生、通行人や運転者に黄色い羽根と風船を渡して交通事故追放を訴えました。

少年の非行は
家庭の反映
最近では、比較的裕福な家庭に育ちながら、非行を重ねる少年が多く出ております。

お詫びと訂正
広報わたらい九月(一二五号)二ページに掲載の「議案第五十七号教育委員の任命について」の記事中、岡野健太郎氏とあるのは、岡野幸一郎氏の誤りです。訂正してお詫びします。



一日の勤めを終えて、妻の待つ我が家に辿りつく。

日もとっぶり暮れて、田間崖道の荒砂利で自転車のランプもとだえがち。夕食もそこそこにして、今夜もまた第二の日課が始まる。

千二百戸有放加入者すべての人が聞いて下さると思わないが、そのうちの何割りかの人が農協放送の時間待って下さるかと思えば、書きつづける放送原稿にも身が入る。

アナウンサーの話し易いように、聞いて下さる人の心に抵抗がないようにそしてチョヨッピリ農協のコマーシャルも入られて、一枚一枚の原稿が出来あがる。疲れた頭をしぼし休めて、テレビの人情ドラマに涙を流すこともある。妻の入れてくれたコーヒーで元気を付けて、またボールペンを走らせる。やがて予定分の放送原稿が出来あがる頃には、テレビの画面に日の丸の旗がひらめく。妻にうながされて床に入る。最近までは妻の言う事も素直に聞けなかった、けれど寄る年の気の弱さから、



放談

当津 村山正男

妻が有難い存在になつてきた。老いも若きも世の亭主族に。妻は大事に温存すべきものぞと申上げたい。こんなことを考えながら眠りに入る。別になんの異状……？があるう。苦もなく朝になる。

さて、前筆者からのご指名でペンリレーに登場はしたものの限られた紙面でこれという話題も出てこない。強いて申すなら、私は農協マン「もつと本気で百姓をやつて、祖先伝来の田畑を守つて貰いたい」と申し上げれば、「今どき百姓で飯が食えると思つてゐるのか」とお叱りが飛んでくる。しかし、大なり小なり

の農業があればこそ、農外収入があるのではなからうか。かと言えよう。奥歯が農業なら工業は前歯だと言える。奥歯は歯の面積も前歯よりズツト広く底力のある強い歯である。その大切な奥歯を一本一本抜きとつて、人に見て貰うだけの前歯に金冠を入れる。だから見せかけは、豊かな暮らしのようではあるが、本当は大地に根をおろした豊かさではない。これが今日の農村農業の本当の姿ではなからうか。しかしこれは農業者だけの罪

とか、観光開発とかを本気で考えだし、農村自治体自らが農業から逃げ出そうとしている。誠に情けないことである。度会町では、このたび「度会町総合開発計画審議会条例」を設置され、委員も決まり、今後いろいろな角度から度会町の進むべき途を検討されようとしている。誠に当を得た企画で喜ばしいことである。まだ発足間もないことだけに今後の審議の推移を見なければこのことについては言及し

土地といえども手離してはならないし、土地業者に好条件の土地だけを「つまみ食い」さすようなこととしてはならないと思つた。次に言えることは、農山村の地域開発が農林業を中心としたものであるとするならば自からの手で自然の環境や、自然の緑も大切にしなければならぬ。谷川の石ころ一つにしても、長い歴史の中で人間生活に大きく貢献してきた鉄砲水を防ぎ、山の形、自然の形を保持し、あるいは溪谷かの人々を楽しませ守つてきたに違いない。これも大事に保持しておかねばならない。従来の農業は、食糧の増産と供給が重点であり、農民の生産の場であり、生活の場でもあったが、今はこれに新しく加えられて、人間性の回復のための国民の健康の保持、生命の維持、人間として豊かな感覚の保持という期待に応えられるるまで付加されようとしてゐるときだけに、時代を先きとりする姿勢で、農山村の地域開発を真剣に考えなければならぬのではなからうか。

員が心を合せて、前の車、後の車になつてチェンやペタルの力も出し合つて、組合員のお役に立つように、事故もなく過失もなく、元気で働いて貰いたい。そして私も、しっかりとハンドルを握らう(閑話休題)。

不安定な兼業収入を支えているのは農業ではなからうか。もしそれが正しいとするなら、不安定な兼業収入からボツボツながらも農業で飯が食えるように移つていきたいそんな気持ちもある。

人間の健康は「丈夫な歯から」と中村歯科先生はおっしゃる。人間の健康を保つ歯の中でも特に大切なのは、奥歯だと思つた。

「真剣に農業を考え直すときが来た」とか、農業者を暗い所へ押しやるようなことばかりをばやし立て、若い世代の大事な農村後継者を工業生産へ都会へと流動させている。老人ばかりの過疎地帯となつた農村自治体では、農村地域開発に名をよせて、工場誘致

三者に對しては、例え一坪の土地といえども手離してはならないし、土地業者に好条件の土地だけを「つまみ食い」さすようなこととしてはならないと思つた。

奥歯と言つのは、目立たない歯だが、この歯こそ、食べ物をよくかみしめて食物の本當の味を教えてくれる。農業は正に社会の中の奥歯ではない

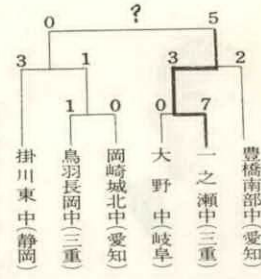
「真剣に農業を考え直すときが来た」とか、農業者を暗い所へ押しやるようなことばかりをばやし立て、若い世代の大事な農村後継者を工業生産へ都会へと流動させている。老人ばかりの過疎地帯となつた農村自治体では、農村地域

三者に對しては、例え一坪の土地といえども手離してはならないし、土地業者に好条件の土地だけを「つまみ食い」さすようなこととしてはならないと思つた。

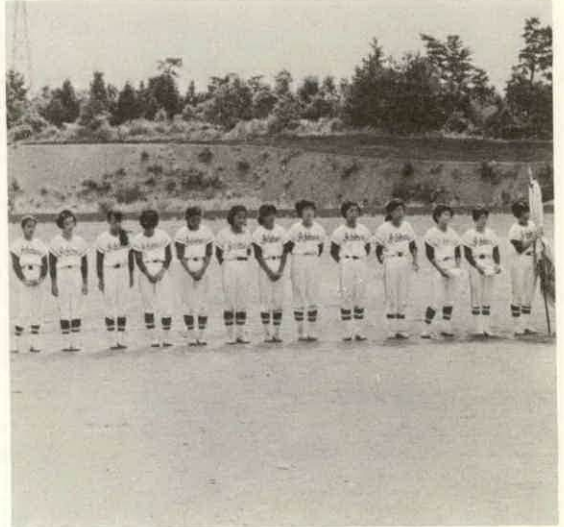
次号は、村山さんのご指名により古森かをるさん(栗原)にお願いする予定です。

郷土代表の一之瀬中女子チーム 東海大会でも優勝

71東海地域中学校女子ソフトボール大会は、今月二日、三日の二日間、二見中学校グラウンドで開催されました。この大会には、三重、愛知、岐阜、静岡から六チームが参加して行なわれ、我が郷土代表として出場した一之瀬中女子ソフト部は、予選で大野中、豊橋南中をそれぞれ破り、決勝に進出しました。相手校は静岡代表掛川東中と対戦、両校とも威勢のよいかげ声で好試合を展開しました。一之瀬中は攻守にわたって掛川東中を全く寄せつけず七対〇の一方的な試合で、東海一の制覇を獲得しました。



総合優勝は一之瀬中が獲得
町立中学校の陸上競技大会は、去る九月十七日城内田中学校に於いて行われ、一之瀬中が男女共総合優勝を獲得、又男子は小川郷中、女子は中川中がそれぞれ優勝しました。



東海大会で優勝の一之瀬中女子チーム

住みよい社会をつくる

郵便貯金奨励運動にご協力を!!

郵政省では、十月一日から三十一日までの一ヶ月間、「住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」を全国で実施中です。国民のみならず幅広く利用いただいておきます郵便貯金は、国民の経済生活を安定させ、明るく豊かな家庭づくりに役立つとともに、お預かりしたお金は国の財政投融資の主要な原資となつて全国の市町村や、公庫、公団、公社などに貸し出されています。その貸し出された資金は、国民生活の向上に関係の深い学校、住宅の建設から大気汚染、騒音などの公害の防止や

上水道、ごみ処理などの生活環境施設の整備に、また物価騰貴をおさえるための流通機構の整備、近代化、道路、鉄道、空港、港湾などの社会資本の拡充、農林漁業および中小企業の近代化、医療施設、厚生施設、社会福祉施設などの拡充、あるいは地域開発事業の推進等、国民のくらしを豊かにし、住みよい社会をつくるために役立っています。郵便貯金は、このように皆さんの日常生活に大きな役割を果たしておりますので、今後とも郵便貯金について、いさよご理解とご支援をお願いします。

みんなで青少年の森に木を植えよう

三重県は、鈴鹿市に明治一〇〇年を記念して「青少年の森」の建設を急いでおりますが、この意義ある森に自ら木を植えて、「みんなで作る青少年の森」にしたいと願っております。町内のみならずこの植樹にふるって応募下さい。(植樹月日と時刻)
昭和46年10月23日・24日
昭和47年1月15日、2月26日、2月27日、3月25日、3月26日の土、日曜日とし、それぞれ10時から13時からの2回に分けて行なう。

技能検定試験のお知らせ

技能検定は、職業訓練法に基づいて受検者の皆さんがもっている技能の程度を一定の基準によって検定することにより、皆さんの技能が一層みがかれ、また、皆さんの地位が一層向上することを期けて、労働大臣の委任をうけて、後期技能検定受検が次により実施されますから、ご案内します。

1、実施職種
鑄鉄鑄物鑄造、精密器具製作、機械検査、金属プレス加工、時計修理、更正タイヤ製、造、鉄筋組立て、指物製作、

2、実施期日と実施場所
昭和四十六年十一月二十八日から昭和四十七年二月二十八日までの間において、日時場所を各受検者別に指定して行なわれますが、すくなくとも実施の二週間前に、各受検者に通知されます。

3、受付期間
昭和四十六年十月一日(金)から昭和四十六年十月十五日(金)まで。

その他詳しいことは、三重県商工労働部(T E L 津⑧一一)に連絡下さい。

戸籍の窓

九月中に届け出のものです

おめでた

- 【生まれた人】
出生児 父名 続柄 字名
藤田夏美 芳夫 長女 上久具
中村 智 宏 二男 棚橋
中野彰二 一男 二男 中之郷
井口圭司 智 三男 南中村
中野洋子 昭雄 長女 牧戸
清水由香 昭雄 長女 津
尾岩光弘 勝 二男 当原
西村惠美 隆文 長女 葛原
岡村則香 則彦 二女 棚橋
中村元美 和弘 長女 上久具
秦道あゆみ 正三 長女 小川

おくやみ

- 【亡くなった人】
死亡者 年令 字名
福井さと (84) 大野木

国保税 (第五期) 町県民税 (第三期)

